

別紙 1

「下関市公民共創型移住プロモーション創出業務」仕様書

1. 業務名 下関市公民共創型移住プロモーション創出業務

2. 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3. 目的

本業務は、本市の将来的な定住促進を図るため、令和 7 年度に構築した都市部クリエイターや学生等とのネットワークを活かし、地域人材との継続的な共創活動を推進することを目的とする。

また、若者や地域人材が主体となって地域の魅力を発信するコンテンツや活動を創出するとともに、それらを支える「共創コミュニティ」及び「共創プロモーション拠点」を構築・運営することで、地域への愛着や誇りを醸成し、定住・関係人口の創出・拡大につなげることを目指す。

4. 業務内容（提案頂きたい内容）

（1）前年度成果の継承と「共創コミュニティ」の拡張

ア. 令和 7 年度に構築した都市部クリエイター・学生とのネットワークや、参加者リスト、LP、動画等の成果を継承・活用し、若者や地域人材が継続的につながる「共創コミュニティ」を発展させること。

イ. 情報発信や参加機会の提供を通じて、新たな参加者を取り込みながらコミュニティの裾野を広げるとともに、単発のイベントに終わらない継続的な関係づくりや、自発的なプロジェクトが生まれる仕組みを構築・運営すること。

（2）ローカルコンテンツ制作と持続可能な体制の構築に向けた実証

ア. 地域のハブ人材が主体となり、市内の高校生などの若者を対象に、都市部や地域のクリエイターの知見を活かしたワークショップの開催（年 3 回以上）を支援し、下関の魅力を活かしたローカルコンテンツの制作を支援すること。

イ. 高校生などの若者と地域人材が協働し、制作したコンテンツのグッズ等については、販売や、ウェブ素材としての活用を通じて、市の PR に繋がる実感を得られるよう支援するとともに、出店者や制作者自身に「経済的対価」が生まれる持続可能な仕組みを模索・実証すること。

なお、販路・収益化の手法は、イベント出店による販路開拓、EC サイト等の活用、コミュニティ型の会員制度、デジタル技術を活用したコンテンツ

販売など多様な形態が想定されるが、本業務において特定のシステムの導入を前提とするものではない。

ウ．ワークショップ等で高校生などの若者やハブ人材から出たアイデアや地域資源の特性に応じて、適切な販路・収益化モデルを複数提案し、その実証を支援すること。また、本業務終了後も参加者自らが持続的に活動を継続できる体制づくりを支援すること。

(3) 共創プロモーション拠点の整備・運営マネジメント

ア．(1) 及び (2) の成果を踏まえ、遊休不動産等の地域資源やコンテンツを活用した「共創プロモーション拠点」の整備計画（立地・空間コンセプト等）を提案し、整備すること。

イ．拠点開設時にはオープニングイベントを実施するとともに、若者や地域人材が主体的に企画・運営へ参画できる仕組みを構築すること。

ウ．「飽きない拠点」となるよう、自由に表現・交流できる定期的な企画や展示、ポップアップストア等を実施するなど、継続的に人が集い、新たな交流や活動が生まれる拠点として運営すること。

5. 独自提案

上記(1)～(3)で示した基本的な業務内容に加え、本事業の目標達成のため、貴社ならではの知見やノウハウ、技術、ネットワークなどを活かした独自の提案がある場合に記載すること。

【例】

- ・既存の枠にとらわれない、ユニークな事業展開のアイデア
- ・最新技術やトレンドを活用した、効果的なプロモーション手法
- ・地域資源を最大限に活かす、革新的なコンテンツ企画
- ・関係人口の多様な関わり方を促進する、新しい仕組みづくり

6. 受託者に求める実施体制および要求要件

本事業は地域密着での取り組みが必要であることから、受託者には以下の体制とノウハウを必須要件として求める。

(1) 下関現地での密なコミュニケーション体制と即応性の高いプロジェクト管理能力を有すること。定期的な対面ミーティングを実施し、主役である高校生などの若者や現場のハブ人材が表舞台で活躍できるよう、確実な裏方サポートができること。

(2) 関係人口の創出や、リノベーションまちづくりなどの本市が実施する事業に対する知見を有し、本事業単体で終わらない広がりを実行できる体制が

あること。

- (3) 受託候補者が地域（他地域を含む）での「高校生連携・教育機関との協働実績の知見」を有し、下関市においても具体性のあるプロジェクト計画を提示できること。

7. その他提案上の要件

- (1) 事業共同体等による共同提案も可とするが、実施体制については、総括責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- (2) 本業務の進め方の協議や進捗管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行できる体制とすること。また、毎月1回以上、定期ミーティングを行うこと。

8. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守し、市と十分協議の上、誠実に履行すること。
- (2) 業務にかかる一切の経費を委託料に含むこと。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び受託者の協議により決定するものとする。
- (5) 仕様書に詳細な記載のない事項でも、業務を遂行するうえで必要と考えられるものは受託者において実施するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、ただし、様式5により下関市に届け出た場合は、業務の一部を委託することができるものとする。